

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年3月15日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし

区分Ⅱ： 該当なし

区分Ⅲ： 該当なし

その他： 15 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	換気空調系主冷凍機(C)潤滑油温度計点検時、切断差に精度外れが認められたため、当該計器を修理。	D	
2	1号機	酸素注入系酸素ガスポンベ出口弁操作時、閉固着が認められたため、当該弁を点検補修。	D	
3	1号機	地震後のパトロールにおいて、コントロール建屋バッテリー室アイシャワー用給水配管に水漏れ(水道水:1滴/5秒)が認められたため、当該配管を点検補修。	D	
4	2号機	主タービン主蒸気加減弁(#1)点検時、部品(テンションロッドピン、クレビス)に摩耗が認められたため、当該部品を交換。	D	
5	2号機	主タービン主蒸気止め弁(#2)点検時、部品(リークホルダー)取付ボルトに固着が認められたため、当該ボルトを交換。	D	
6	2号機	循環水ポンプ(C)他給水流量スイッチバイパス弁点検時、弁当たり部に摩耗が認められたため、当該弁を交換。	D	
7	2号機	地震後のパトロールにおいて、取水設備スクリーン洗浄水配管フランジ部に水漏れ(海水:1滴/秒)が認められたため、当該フランジ部を点検補修。	D	
8	3号機	工具管理センターより借用した工具箱(3個)において、鍵の紛失が認められたため、注意喚起。	D	
9	3号機	安全パトロール時、タービン建屋2階設置電線管中継箱の蓋外れ(1箇所)が認められたため、当該中継箱の蓋を取付。	D	
10	3号機	タービンバイパス弁蒸気減温水入口弁(3個)において、開閉表示用リミットスイッチの動作不良(全閉時、全開表示)が認められたため、当該リミットスイッチを点検調整。	D	
11	3号機	プラント起動操作時、制御棒の誤引き抜き(58-19引き抜き後、18-03を引き抜きするところ、58-19を再引き抜き)が認められたため、当該制御棒を復旧し、正規制御棒を引き抜き実施。	C	
12	4号機	取水設備スクリーン洗浄ポンプ(C)において、グラウンドリークが認められたため、当該ポンプを点検補修。	D	
13	その他	1号機原子炉建屋・タービン建屋加熱蒸気戻り系ストレートドレン弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	D	
14	その他	キャスク建屋内純水補給水系供給配管ベント弁点検終了後、同弁を閉めるのを失念し、漏えい確認時、同補給水(純水)を建屋の側溝に流出させたため、対応検討。	C	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	その他	キャスク建屋ストームドレンサンプポンプ点検時、軸と軸受けの嵌合値に管理値外れが認められたため、対応検討。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
: プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
: 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
: 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ
電話 0240-30-7802